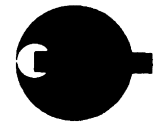


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〔規 則〕	○奈良県公報発行規則の一部を改正する規則 (総務課)	一	○奈良県職員服務規程の一部改正 (人事課)	一
	○奈良県公告式条例の一部を改正する規則 (総務課)	一	〔書道矯正管理規程〕	
	○奈良県公告式条例の一部を改正する規則 (総務課)	一	○奈良県水道局職員就業規程の一部改正 (教育長訓令)	二
	○奈良県公告式条例の一部を改正する規則 (総務課)	一	○奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正	三

規 則

奈良県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十一月三十日 奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号
奈良県公報発行規則の一部を改正する規則
奈良県公告式条例(昭和二十八年十二月奈良規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この」を「奈良県公告式条例(昭和二十八年十二月奈良県条例第五十号以下「条例」という。)に定めるもののほか、この」に改める。

第五十条中「又は登載事項が長文で」を「法令等に定める公表の期日が公報の発行定日でないときその他必要が」に改め、同条を第七条とする。

第四十条を第六条とし、第三十条を第五十条とし、第二十条を第四十条とし、第一条の次に次の二条を加える。
(電磁的方法等)

第二条 条例第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 条例第六条第一項に規定する不特定多数の者が奈良県公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものは、前項に規定する情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百一十号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行い、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。
(電磁的記録)

第三条 条例第六条第三項に規定する規則で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。
附 則
この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

奈良県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十六号

奈良県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県公告式条例の一部を改正する条例(平成十九年七月奈良県条例第二号)の施行期日は、平成十九年十一月一日とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

奈良県訓令第九号

各部課室 各出先機関
奈良県行政文書管理規程(昭和三十六年三月奈良県訓令申第号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。
平成十九年十一月三十日 奈良県知事 荒井正吾

第三十二条第一項中「の原稿」を「に登載する事項の電磁的記録」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とする。
第十四号様式を次のように改める。
附 則
第十四号様式 三

奈良県訓令第十号

各部課室 各出先機関
奈良県職員服務規程(昭和三十六年三月奈良県訓令申第号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。
平成十九年十一月三十日 奈良県知事 荒井正吾

第四条の二第一項中「ついで」の下に「午前八時四十五分から午後五時三十分まで又は」を加える。

第四条の二第六項中「養育状況変更届」を「養育状況等変更届」に、「第三項を」第四項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項を」第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項(前項において準用する場合を含む。以下この条において「同」)に、「同項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のある職員(職員以外のもので当該子の同居の親族であるものが、当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。）」が当該子を養育する」とあるのは、「勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 本庁に勤務する職員(知事が別に定めるものを除く。以下「同。」)については、当分の間、第四条第一項中「午後五時三十分」とあるのは「午後五時三十分」と、第四条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)中「午後五時三十分」とあるのは「午後五時四十五分」と、「午後五時四十五分」とあるのは「午後六時」と、第五条中「六時間を超える場合においては四十五分、八時間を超える場合においては一時間」とあるのは「六時間を超える場合においては一時間」とする。

6 前項の規定は、本庁に勤務する職員のうち、育児、介護、修学その他の事情があるもので、所属長に届け出たものには、適用しない。

「 別居」及び「 同居」

4 備考

4 請求に係る理由	午後
勤務の時間	
5 備考	

前 時 分 から 午後 時 分 まで

「1」子を養育するために請求する場合は、「生年月日」欄に「出生予定日」を記入し、「 出生予定日に印を記入すること。」や「(1) 子を養育するために請求する場合は、「生年月日」欄に「出生予定日」を記入し、「 出生予定日に印を記入すること。」や「(2) 要介護者を介護するために請求する場合は、「氏名」欄に「氏名及び要介護者の続柄」を記入し、「 同居又は「 別居のいずれかに印を記入すること。」

「1」 「請求者以外の同居親族が請求に係る子を養育できないことが分かるよう具体的なその状況を記載すること。」や「(2) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。

請求者以外の同居親族が請求に係る子を養育できないことが分かるよう具体的なその状況を記載すること。」

「2」本様式」や「3」この様式」及び「子の養育のため理由

勤務」や「この欄は、子を養育するために請求する場合には子の養育のため理由勤務」及び「具体的に記載する」や「要介護者を介護するために請求する場合には要介護者の状態及び介護の内容等を具体的に記載する。」に記入せよ。

第三号様式(三)留中「子の養育」を「子の養育 要介護者の介護」及び「午前9時から午後5時45分まで」や「午前 時 分から午後 時 分まで」に記入せよ。

第三号様式の四中「第4条の2第5項」や「第4条の2第6項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項を」第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項(前項において準用する場合を含む。以下この条において「同」)に、「同項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「十二歳に達する日以後

奈良県営水道企業管理規程第五号

奈良県水道局職員就業規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。

奈良県知事 荒井正吾
平成十九年十一月三十日

県営水道企業管理規程

水道局 各出先機関

の最初の三月三十一日までの間にある子のある職員（職員以外の者で当該子の同居の親族であるものが、当該子を養育することがある場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「第十二条の二第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」といふ。）のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとす。

第1号様式の「子の養育のため」や「子の養育」要介護者の介護 のため、及び「1 請求に係る子」や「1 請求に係る子又は要介護者」及び「氏

名

氏名 (要介護者の住所) □同居 □別居

4 備考

4 請求に係る理由 勤務の時間	午
5 備考	

前 時 分 から 午後 時 分 まで

「1」子を養育するために請求する場合は、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、「出生予定日」に印を記入すること。」や「2」要介護者を介護するために請求する場合は、「氏名」欄に、氏名及び要介護者の続柄を記入し、「同居又

し、「出生予定日」に印を記入すること。」「請求者以外の同居親族が請求に係る子を養育できないことが分かるよう具体的にその状況を記載すること。」や「(1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。」

「2」本様式、及び「3」この様式、及び「子の養育のため理由」を記載すること。」「この欄は、子を養育するために請求する場合は子の養育のため理由勤務、及び「具体的な記載する」や「要介護者を介護するために請求する場合は要介護者の状態及び介護の内容等を具体的に記載する。」

「4」第1号様式の「子の養育」を「子の養育」要介護者の介護、及び「午前9時から午後5時45分まで」や「午前 時 分から午後 時 分まで」

第1号様式の「子の養育」を「子の養育」要介護者の介護、及び「午前9時から午後5時45分まで」や「午前 時 分から午後 時 分まで」

教育長訓令

奈良県教育委員会教育長訓令第四号

教育委員会事務局 学校以外の教育機関
奈良県教育委員会所属職員勤務規程(昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令 甲第一号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。
平成十九年十一月三十日 奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第三條の二第二項中「(以下)の下に、午前八時四十五分から午後五時三十分まで」とを加え。

第三條の二第六項中「養育状況変更届」を「養育状況等変更届」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、同条第三項中「前項」を「第一項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同。)」及び「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え。

2 前項の規定は、勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のある職員（職員以外の者で当該子の同居の親族であるものが、当該子を養育することがある場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」といふ。）のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとす。

第三條の二の次に次の二項を加え。
(休憩時間)
第三條の四 勤務時間条例第七条に規定する休憩時間は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては四十五分、八時間を超える場合においては「一時間」とす。附則に次の二項を加え。

3 本庁(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十号)第三條に規定する本庁。以下同じ。)に勤務する職員については、当分の間、第三條の二第一項中「午後五時三十分」とあるのは「午後五時三十分」と、第三條の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)中「午後五時三十分」とあるのは「午後五時四十五分」と、午後五時四十五分」とあるのは「午後五時四十五分」と、午後五時四十五分」とあるのは「午後五時三十分」と、第三條の二第四項中「六時間を超える場合においては四十五分、八時間を超える場合においては「一時間」とあるのは「六時間を超える場合においては「一時間」とする。
4 前項の規定は、本庁に勤務する職員のうち、育児、介護、修学その他の事情があるもので、所属長に届け出たものには、適用しない。

第14条第1項「子の養育のため、」や「子の養育 要介護者の介護」のため、
 「」
「1 請求に係る子」や「1 請求に係る子又は要介護者」
氏名
氏名
（要介護者の続柄：同居 別居）
4備考
4備考
4請求に係る提出勤務の時間
午前
5備考
5備考
時分から午後時分まで
時分から午後時分まで
時分から午後時分まで

第15条第1項「請求に係る子が出生前の場合には「生年月日」欄に出生予定日を記入し、出生予定日に印を記入すること。」や
 「(1) 子を養育するために請求する場合において請求に係る子が出生前ときには、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、出生予定日に印を記入すること。」
 「(2) 要介護者を介護するために請求する場合においては、「氏名」欄に、氏名及び要介護者の続柄を記入し、同居又は出生予定日に印を記入すること。」
「請求者以外の同居親族が請求に係る子を養育できないことが分かるよう具体的にその状況を記載すること。」や
 「(1) この請求欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。」

者以外の同居親族が請求に係る子を養育できないことが分かるよう具体的にその状況を記載すること。」
「(2)本様式」や「(3) この様式」
「子の養育のため提出勤務」や「この欄は、子を養育するために請求する場合には子の養育のため提出勤務」
「具体的に記載する」や「要介護者を介護するために請求する場合には要介護者の状態及び介護の内容等を具体的に記載する。」
 第16条第1項第1号「子の養育」を「子の養育 要介護者の介護」
午前9時から午後5時45分まで」や「午前時分から午後時分まで」
第17条第1項「第3条の3第5項」や「第3条の3第6項」
 第18条第1項第1号「養育状況変更届」や「養育状況等変更届」
第3条の3第6項」や「第3条の3第7項」
「子の養育状況」を「子の養育 要介護者の介護」状況」
「子が」や「子又は要介護者」
「でなくなった」や「でなくなった又は要介護者と職員との親族関係が消滅した」
「取り消し」や「取消し」
「取消し」
その他（）」

【お問い合わせ】 一から 三十五回 一照会 一校の四十六回（共）送別

発行 奈良県
 奈良市登大路町三〇
 電話 〇七四二二二一〇一〇

印刷 株式会社春日
 奈良市三条栄町九一八
 電話 〇七四二二二五七三三

本誌は再生紙を使用しています。